

労働者派遣法に基づく情報提供について

労働者派遣法第23条第5項に基づき情報提供致します。

本件、派遣事業を行う事業所ごとの派遣労働者数・派遣先事業所数・派遣に関する料金などの事業運営に関する事項を、関係者（※-1）に情報提供を行っております。

情報提供対象期間	2025年6月度 ～ 2026年5月度
派遣労働者数	7 名 (2026/6/1現在)
派遣先事業所数	2 社
派遣に関する料金 (平均)	¥ 14,562 1日/ 8時間あたり
派遣労働者の賃金 (平均)	¥ 9,856 1日/ 8時間あたり
マージン率 32.3%	マージン率 = $\frac{(\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金平均額})}{\text{派遣料金の平均額}}$
教育訓練に関する事項	・ 社内、社外教育機関での各種技術研修 ・ 資格取得支援制度あり ・ キャリアコンサルティング相談窓口： 072-694-5055
労使協定に関する事項 (労働者派遣法第30条の4第1項)	◇派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別 ・ 労使協定を締結している ・ 協定労働者の範囲 全ての派遣労働者 ・ 労使協定の有効期限終期： 2027年3月31日
そ の 他 福利厚生に関する事項	<福利厚生費用ほか> ・ 健康保険、厚生年金、雇用労災、各保険料 ・ 有給休暇費用 ・ 健康診断 ・ 通勤手当 ・ 事務所運営に関する費用

※-1：関係者とは以下のとおり。

- ・ 派遣労働者（当社社員） ・ 派遣先事業所（当社の顧客）
- ・ 派遣労働者（当社社員）になろうとする者
- ・ 派遣先事業所（当社の顧客）になろうとする事業所

以 上